



事務所ニュース [No.290]



令和6年2月



労働保険の年度更新

令和6年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付と令和5年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付の手続きが必要です。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間の**賃金**、**工事高等**、早めのご準備をお願いします

各種保険制度の改正

◎社会保険（健康保険・厚生年金保険）

2024.10～**加入が必要です**

- ・従業員**51人以上**（**社保加入者**）の企業
- ・1週の所定労働時間**20時間以上30時間未満**
- ・賃金月額**88,000円以上**
- ・2か月超の雇用見込み **※外国人労働者を含む**

給与台帳・給与明細の

デジタル化！**ペーパーレス**

の給与台帳は管理が簡単です。個人の給与明細はご自分のスマホで確認できます
便利で安心！！



雇用保険の適用拡大 2028.10～

- ・週の所定労働時間が**10時間以上**
- ・継続して**31日以上雇用** **加入**



自己都合離職者の給付制限の見直し

2025.4～

原則・給付制限2か月→**1か月**へ短縮

育児時短就業給付 2025.4～

2歳未満の子を養育するため時短勤務をしている場合「育児時短就業給付」が創設される給付率は、時短勤務中に支払われた賃金額の**10%**が支給される

育児休業給付の給付率引上げ

2025.4～

子の出生直後の一定期間以内に被保険者とその配偶者の両方が**14日以上**の育児休業を取得する場合に最大**28時間**、休業開始前賃金の**13%相当額**を給付し、育児休業給付と合わせて給付率を**80%**（**手取りで10割程度**）に引上げる

社会保険労務士法人オフィスCOA中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : <https://www.office-coa.net>